

【新型コロナウイルス】QLD 州居住者への越境規制強化等

2020年4月9日

在ブリスベン総領事館

1 4月9日, QLD 州首相のメディア・ステートメント概要は以下のとおりです。詳細については以下の原文(英文のみ)をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/4/9/queensland-covid19--thursday-april-9>

10日(金)深夜23時59分から, QLD 州住民が, 陸路ないし空路にかかわらず他州から戻る際には許可証が必要となります。

また, 感染者の多数いる場所(ホットスポット)から戻る州住民は, 14日間の自己隔離をしなければなりません。

【Queensland Entry Pass】

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

他方, 法律により住宅及び商業用賃貸物件の保護が保証されます。

全豪で立退禁止措置が実施され, 賃貸補助金の新基準及び不動産所有者に対する4億ドルの土地課税減免, 及び紛争に対する強制的な調停が実施されます。これら賃貸に関する詳細については, 以下のリンクを確認して下さい。

<https://www.covid19.qld.gov.au/the-hub>

また, 9日, 以下が実施されました。

- ・新型コロナウイルス総合サイト立ち上げ

<https://www.covid19.qld.gov.au/>

- ・国立公園地区(遊泳場所, 遊歩道及び駐車場を含む)の追加的封鎖

(メディア・ステートメント)

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/4/9/more-areas-in-national-parks-are-closed-so-stay-at-home-this-easter>

(閉鎖場所リスト)

[https://parks.des.qld.gov.au/covid-](https://parks.des.qld.gov.au/covid-19/?_ga=2.114376833.706258692.1586427975-1988570909.1570705607)

[19/?_ga=2.114376833.706258692.1586427975-1988570909.1570705607](https://parks.des.qld.gov.au/covid-19/?_ga=2.114376833.706258692.1586427975-1988570909.1570705607)

2 イースター（復活祭）休暇に際しての州民への呼びかけ

州政府は、4月10日（金）グッド・フライデー（聖金曜日）～13日（月）イースター・マンデー（復活祭月曜日）のイースター休暇に際し、今年のイースターでは、家族や弱い人々を守るために例年とは異なり自宅で過ごすよう州民に対し呼びかけ、自宅の庭等でのエッグハント等の様々な過ごし方を提案しています。詳細については以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/easter-message-to-queenslanders>

3 今後もクイーンズランド州独自の措置が実施されることが予想されますので、州政府ウェブサイトや報道等から最新の情報を入手するよう努めてください。

4 豪州における感染者数は、4月9日午後3時時点の連邦保健省の発表によれば6,103例（QLD州では953例）となっています。常に最新の情報を入手の上、感染予防に努めて下さい。

州首相ツイッター

<https://twitter.com/annastaciamp>

州保健省コロナウイルス特設ホームページ

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19?utm_medium=Online&utm_source=Hero%20feature&utm_campaign=Novel%20Coronavirus

連邦保健省コロナウイルス特設ホームページ

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-current-situation-and-case-numbers>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所 : Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話 : 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止
手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>